

道路掘削跡復旧工事監督費単価一覧表〔昼間〕

(単位:円)

呼称	復旧工種	単位	掘削部分 影響部分 の区分	監督費	備考
1号工	アスファルト・セメントコンクリート舗装 施工厚 48cm	㎡	掘削部	1,462	
			影響部	1,322	
1-1号工	アスファルト・セメントコンクリート舗装 施工厚 43cm	㎡	掘削部	1,316	特例工種
			影響部	1,177	
2号工	アスファルト舗装 施工厚 60cm	㎡	掘削部	1,275	
			影響部	676	
2-1号工	アスファルト舗装 施工厚 55cm	㎡	掘削部	1,130	特例工種
			影響部	531	
2-2号工	排水性アスファルト舗装 施工厚 60cm	㎡	掘削部	1,320	
			影響部	781	
特2号工	アスファルト舗装 施工厚 65cm	㎡	掘削部	1,458	
			影響部	889	
特2-1号工	排水性アスファルト舗装 施工厚 65cm	㎡	掘削部	1,502	
			影響部	979	
3号工	アスファルト舗装 施工厚 30cm	㎡	掘削部	732	
			影響部	501	
3-1号工	アスファルト舗装 施工厚 25cm	㎡	掘削部	587	特例工種
			影響部	355	
特3号工	アスファルト舗装 施工厚 35cm	㎡	掘削部	915	
			影響部	676	
特3-1号工	排水性アスファルト舗装 施工厚 35cm	㎡	掘削部	959	
			影響部	781	
4号工	アスファルト舗装 施工厚 25cm	㎡	掘削部	548	
			影響部	329	
5号工	アスファルト舗装 施工厚 5cm	㎡	影響部	207	歩車道 各種舗装
6号工	セメントコンクリート舗装 施工厚 45cm	㎡	掘削部	1,327	
			影響部	1,179	
7号工	セメントコンクリート舗装 施工厚 30cm	㎡	掘削部	870	
			影響部	824	
8号工	歩道平板ブロック舗装(コンクリート基礎) 施工厚 14cm	㎡	掘削部	1,129	平板ブロック舗装 点字平板
			影響部	982	
8-1号工	歩道平板ブロック舗装(砕石基礎) 施工厚 19cm	㎡	掘削部	1,089	
			影響部	905	
8-2号工	歩道透水性平板ブロック舗装 施工厚 24cm (砕石基礎)	㎡	掘削部	1,220	
			影響部	915	
9号工	歩道タイル舗装 施工厚 22cm	㎡	掘削部	1,437	
			影響部	1,238	
9-1号工	歩道透水性インターロッキング舗装 施工厚 24cm	㎡	掘削部	1,021	
			影響部	757	
9-2号工	歩道インターロッキング舗装 施工厚 19cm	㎡	掘削部	862	
			影響部	677	
10号工	歩道アスファルト舗装 施工厚 14cm	㎡	掘削部	557	
			影響部	336	
10-1号工	透水性歩道アスファルト舗装 施工厚 19cm	㎡	掘削部	712	
			影響部	370	
11号工	砂利道 施工厚 9cm	㎡	掘削部	149	
11-1号工	植栽帯 真砂土 厚 50cm	㎡	掘削部	622	
12号工	路床補強 施工厚 30cm	㎡	掘削部	424	
13号工	街渠工	m	掘削部	1,087	
			影響部	1,087	
特 舗 A号工	カラーアスファルト舗装 施工厚 3cm	㎡	掘削部	1,736	バスレーンカラー
			影響部	1,736	
特 舗 B号工	塗布式カラー舗装 施工厚 1~2mm	㎡	掘削部	609	学校周辺カラー
			影響部	609	
特 舗 C号工	すべり止め舗装 ニッケルスラグAs 施工厚 2cm	㎡	掘削部	124	
			影響部	124	
白 線	反射ビーズ入り溶融式 施工厚 1.5mm	m	掘削部	45	アスファルト舗装
			影響部	45	

付 記

1. 復旧工種および復旧区域は、占有者と道路管理者が現場立会いし、掘削許可条件を考慮のうえ実情に応じ決定する。
2. 復旧面積は、掘削部分の面積に影響部分の面積を加えたものとし、復旧面積は立会いのうえ決定する。
3. 復旧面積の計算は、少数第2位止まり(以下切捨て)とし、各号の合計面積は、少数第2位を四捨五入し少数第一位止まりとする。
4. 復旧費および監督費の端数計算は、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」によるものとし、各号工の合計額において生じた1円未満の端数は、切り捨てる。
5. 5号工は、仮復旧に適用する。また、占用工事のため車両の迂回、片側通行等の規制を行った場合で、当該路面が損傷するおそれのあるとき、または沈下したときに指示することができる。
(原則として、占有者において施工する。なお、この場合の監督費は徴収しない。)
6. 12号工は、道路管理者の行う舗装工事に先行して占用工事を行った場合で、占用工事のため路床土がゆるみ、所定の支持力が得られないときに、支持力回復用として適用する。
(原則として、道路管理者において施工し、それに要する復旧費を徴収する。)
7. 路面表示の白線は、実線、破線等に適用するもので、文字、矢印等については白線の換算延長とする。
8. セメントコンクリート舗装では、必要に応じて鉄網の設置を許可条件とする。
9. 路盤工の粒度調整砕石は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ(HMS)を使用することができる。
10. 影響部分の構造は、在来舗装の構造により多少変動する場合がある。
11. 夜間施工および昼夜兼行施工については、道路管理者が特に必要と認めた場合は、掘削許可条件として付する。
12. 前項における復旧は、つぎにより割増徴収する。

占有者による復旧の場合	
区 分	割 増
夜 間 施 工	25%
昼夜兼行施工	15%

13. 道路掘削跡復旧工事構造図以外の工種、その他については、道路管理者の指示による。
14. 占用工事により、道路構造物その他を破損したときは、原則として占有者において復旧するものとし、工法的に問題のある場合は、道路管理者と協議する。